

## 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

愛知県人事委員会(委員長 那須國宏)は、平成22年10月12日、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

### 本年の給与等に関する報告・勧告のポイント

民間給与との較差(3,181円 0.78%)を解消するため、給料月額の上上げ

期末・勤勉手当(ボーナス)の引下げ(0.20月分) [4.15月分 3.95月分]

～ 平均年間給与は 12.9万円(1.9%)

[ 勧告実施による減額分 3.1万円、地域手当の改正による減額分 9.8万円 ]

【参考】本年度当初の特例条例等による平均年間給与の減額 28.6万円(4.3%)

[ 特例条例による減額分 18.8万円、地域手当の改正による減額分 9.8万円 ]

### 1 民間給与との較差 [平成22年4月分給与]

行政職給料表(一)適用職員(9,846人、平均年齢44.0歳)と民間従業員でこれに相当する職種(事務・技術関係職種)の者の本年4月分給与について、役職段階、年齢等を同じくする者同士を比較したところ、特例条例による減額前の職員給与が民間給与を3,181円(0.78%)下回っている。

なお、較差がプラスとなった要因は、本年4月から県内公署に勤務する職員の地域手当の支給割合が8%から6.5%に改正されたことによるものである。

民間給与(A)	職員給与(B)		較差(A)-(B) [ $\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$ ]
411,937円	特例条例による 減額後の額	398,123円	13,814円(3.47%)
	特例条例による 減額前の額	408,756円	3,181円(0.78%)

### 2 期末・勤勉手当(ボーナス)の比較

昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給(ボーナス)は、所定内給与月額の3.97月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の支給月数を上回っている。

民間における特別給(A)	職員の期末手当・勤勉手当(B)	差(A)-(B)
3.97月分	4.15月分	0.18月分

### 3 勸 告

次の事項を実現するため、本県における職員給与と民間給与との較差の解消を図ることを基本として、職員の給与に関する条例等の改正を勧告

#### (1) 改定の内容

##### ア 給料表

職員と民間の給与差を解消するよう給料月額を引上げ

(行政職給料表(一)適用職員の平均改定率 0.8%)

##### イ 期末手当・勤勉手当

人事院勧告に準じて改定

#### (2) 改定の実施時期

平成 22 年 4 月 1 日から実施 ただし、期末手当・勤勉手当については、改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)

### 4 その他の報告

#### (1) 時間外勤務手当

月 60 時間の時間外勤務時間の積算については、人事院が報告した内容に準じた措置を講ずることが適当である。

#### (2) 若年・中堅層の号給の調整

民間よりも給与水準が下回っている傾向のみられる若年・中堅層を中心に、人事院勧告の内容等を考慮して調整することが適当である。

#### (3) 教員給与の取扱い

教員給与のあり方については、引き続き、国や他の地方公共団体の動向等を注視しつつ検討していく必要がある。

#### (4) 地域手当のあり方

県内の公署に勤務する職員の地域手当の支給割合については、平成 21 年 4 月から国や他の地方公共団体の支給水準を考慮して改正されたところであるが、支給地域の区分などのあり方についても、引き続き、地域の実情等を考慮して検討していく必要がある。

#### (5) 特殊勤務手当

今後も社会情勢の変化等を考慮した今日的な視点による精査を行い、手当の実態及び支給方法を含めた手当の適正化を図っていく必要がある。

#### (6) 勤務実績の給与への反映

勤務実績をより適切に給与へ反映させるよう、客観的で公平性、透明性が高い新たな人事評価制度の導入に向けた取組を進め、適切な運用を図っていく必要がある。

#### (7) 時間外勤務の縮減等

今後とも、事務事業の簡素化、効率化や業務の適切な配分、適切な勤務時間管理を心掛けることにより時間外勤務を縮減していく必要がある。

育児や介護に関する様々な制度を利用しやすい環境づくりに努めることにより、仕事と家庭が両立できるように支援していくこと、特に男性職員の育児参加の促進が必要である。

メンタルヘルス対策を引き続き重要な課題として積極的に取り組んでいくとともに、療養休暇制度について国や他の地方公共団体の状況等を踏まえた検討を行う必要がある。

#### (8) 高齢期の雇用問題等

年金の支給開始年齢の引上げに合わせた定年延長に向けての国の動向等に注目し、適切に対応していく必要がある。

高齢層の給与のあり方については、国の動向を注視しながら検討する必要がある。

#### (9) その他

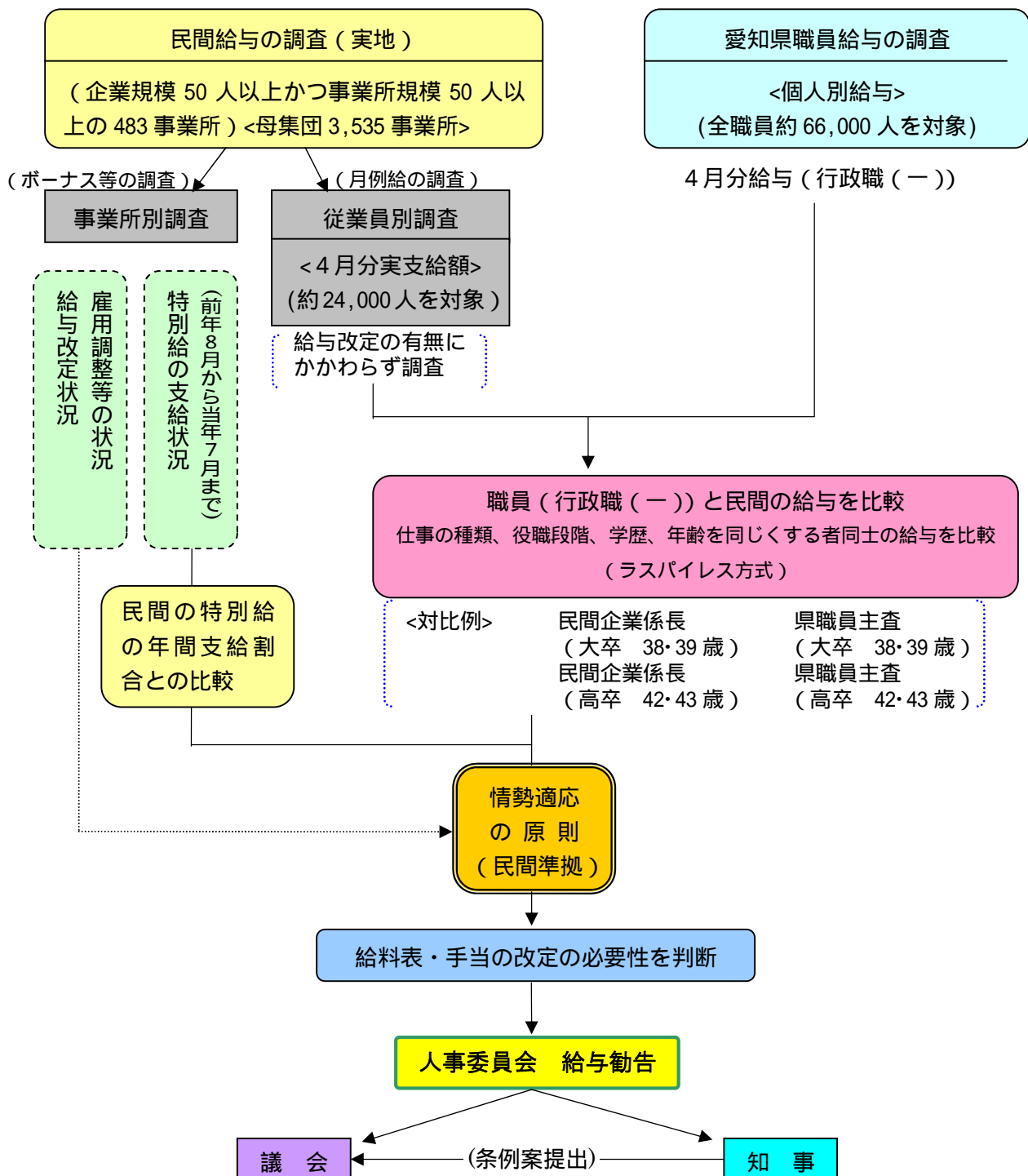
給与改定に当たっては、特例条例による減額措置を考慮して検討することが適当である。

# 【参考】

## 1 給与勧告の手順

人事委員会では、毎年、職員と民間の給与実態調査を実施した上で、給与比較を行い、その較差の解消を図ることを基本に勧告を行っています。

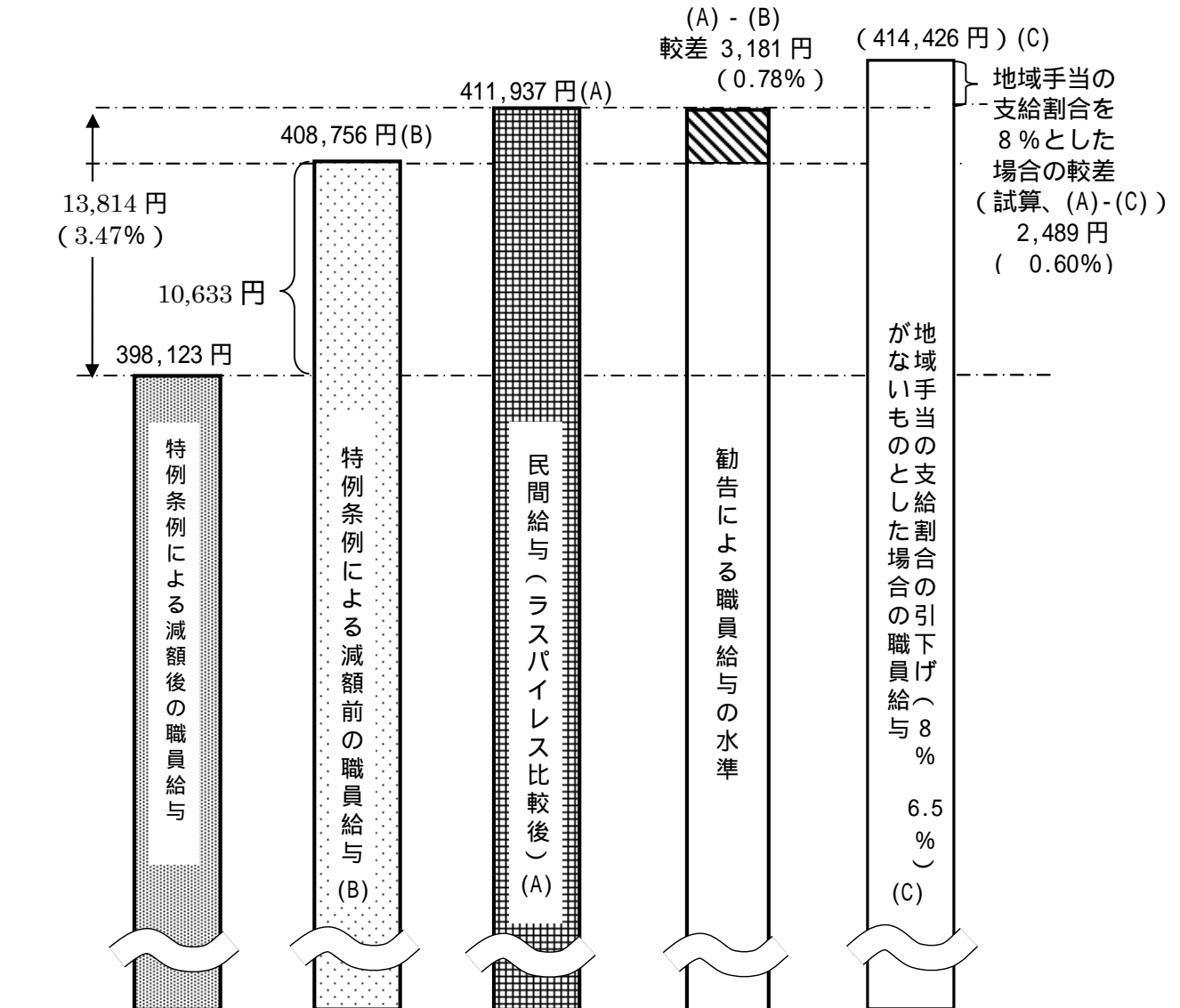
なお、給与の比較に当たっては、本県と民間事業所とは、職種をはじめ、役職段階、年齢等についての人員構成が異なることから、単純な給与の平均値によるものではなく、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給額が、現に支払っている支給額に比べて、どの程度の差があるかを算出しています。



## 2 給与の較差(平成 22 年 4 月分の職員給与と民間給与との較差)

本年は、特例条例により職員給与が減額されていますが、民間給与(A)との比較においては、減額前の職員給与(B)との差(3,181 円、0.78%)を較差としています。

また、本年 4 月からの地域手当の支給割合の改正(8% 6.5%)がないものとした場合(C)の較差は 2,489 円(0.60%)で、国と同様、2 年連続のマイナスとなります。



(注) 地域手当は、給料の月額、扶養手当、管理職手当の合計額に支給割合を乗じて得た額が支給月額となる。

### < 愛知県及び国の較差額等の推移 >

区分	18年	19年	20年	21年	22年
愛知県	74 円	2,231 円	72 円	904 円	3,181 円
	0.02 %	0.51 %	0.02 %	0.21 %	0.78 %
国	18 円	1,352 円	136 円	863 円	757 円
	0.00 %	0.35 %	0.04 %	0.22 %	0.19 %

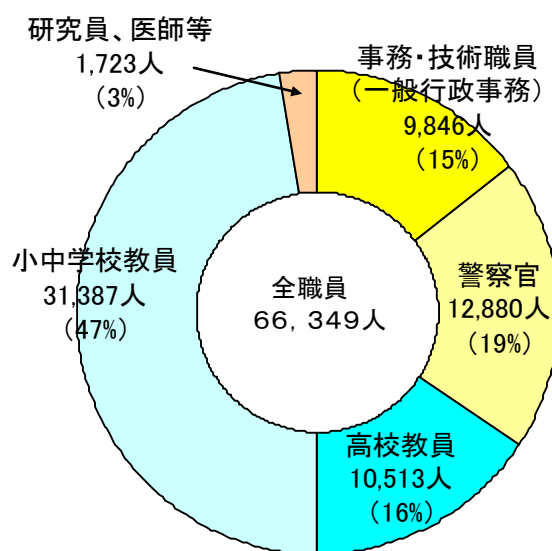
(注) 愛知県の較差額等は、職員給与の減額措置がないものとした場合のものである。

### 3 愛知県の主な職種の給与額

給与勧告の対象となる職員数は約6.6万人で、そのうち一般行政事務を行っている職員は約1万人、警察官は約1.3万人、高校教員は約1.1万人、小中学校教員は約3.1万人となっています。

一般行政事務を行っている職員の給与は、年間約660万円で、昨年と比べ、本年の勧告による引下げ（31千円）のほか、地域手当の改正による影響（98千円）により、12万9千円の減（1.9%）となります。また全職員の平均では年間14万1千円の減となります。

なお、本年度当初の特例条例等による年間給与の減額予定額は、地域手当の改正による影響分と合わせて、一般行政事務職員では28万6千円の減（4.3%）です。



区 分	平均年齢	現行の給与		勧告後の給与		給与額の差		地域手当の改正による影響額	対前年度	特例条例による影響額
		給与月額 (A1)	年間給与 (A2)	給与月額 (B1)	年間給与 (B2)	給与月額 (B1-A1)	年間給与 (B2-A2)			
事務・技術職員 (行政職給料表(-))	44.0	4,088	6,625	4,119	6,594	31	31	98	129	188
警察官 (公安職給料表)	38.9	3,802	6,195	3,833	6,166	31	29	91	120	170
高校教員 (教育職給料表(-))	44.7	4,653	7,516	4,681	7,469	28	47	109	156	207
小中学校教員 (教育職給料表(二))	42.6	4,359	7,033	4,386	6,989	27	44	102	146	197
全 職 員	42.5	4,254	6,898	4,283	6,858	29	40	101	141	192

- (注) 1 現行の給与は、特例条例による減額措置がないものとした場合の金額である。  
 2 給与月額とは各職種の平均給与月額であり、年間給与とは給与月額の12か月分及び給与月額を基礎として算定した期末手当・勤勉手当の年間支給額の合計である。  
 3 全職員には、上表の職種のほか、研究員、医師等1,723人を含む。  
 4 対前年度とは、前年度(21年度)の条例を基礎として算出した年間給与との差を表す。

本年度の特例条例による減額措置の状況

区 分	給 料	期末手当・勤勉手当
一 般 職 員	3.0%	3.0%
管理職手当受給職員	3.0%	7.0%

## 4 愛知県における最近の給与勧告の実施状況等

職員の年間給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成 19 年を除き、減少又は据置きが続いています。

また、給与勧告とは別に、一般職員では平成 11 年度から 13 年度まで、平成 21 年度、平成 22 年度は、特例条例による給与減額が実施されています。

年 度	月例給	特別給		年間給与の増減 (行(一)職員平均)		備 考
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率	
平成 1 1 年	0.23%	4.95月	0.30月	11.6万円	1.5%	
平成 1 2 年	0.10%	4.75月	0.20月	8.2万円	1.1%	
平成 1 3 年	0.07%	4.70月	0.05月	1.9万円	0.3%	
平成 1 4 年	2.07%	4.65月	0.05月	18.0万円	2.4%	
平成 1 5 年	1.10%	4.40月	0.25月	19.6万円	2.6%	
平成 1 6 年	-	4.40月	-	-	-	民間給与との較差は 0.02%
平成 1 7 年	0.31%	4.45月	0.05月	0.0万円	0.0%	
平成 1 8 年	-	4.45月	-	-	-	民間給与との較差は 0.02%
平成 1 9 年	0.51%	4.50月	0.05月	5.9万円	0.8%	
平成 2 0 年	-	4.50月	-	-	-	民間給与との較差は0.02%
平成 2 1 年	0.21%	4.15月	0.35月	29.3万円	4.1%	勧告による減は 16.5万円、 地域手当の改定(10% 8%) による減は 12.8万円
平成 2 2 年	0.78%	3.95月	0.20月	12.9万円	1.9%	勧告による減は 3.1万円、 地域手当の改定(8% 6.5%) による減は 9.8万円